

# 青森県報

第三千九百七十九号

平成二十七年  
四月六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	(こども)	一
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	一
海岸保全区域の指定	(港湾空港課)	五
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出	(下北地域)	五
公 告	(県 民 局)	五
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	六
右 同	( 同 )	六
右 同	( 同 )	七
建設業者の許可の取消し	(上北地域)	八
	(県 民 局)	八

## 告 示

青森県告示第百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
高橋こどもクリニック	八戸市売市三丁目一の三一	平成 二七・三・七
ミツワ薬局代官町	弘前市大字代官町八六の一	"
八戸休日夜間薬局	八戸市根城八丁目六の一	"
ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二四の六	"
クオール薬局津軽川部店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三の三四	"

青森県告示第百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	実 施 場 所	区 検 査 対 象 域
平成二十七年 五月七日 午前十時三十分から 正午まで	津軽みらい農業協同組合沿 川支店倉庫	板柳町
" 五月八日 午後一時から 午後三時まで	板柳町公民館	
" 五月十一日 午前十一時三十分まで	中郷公民館	
" 午後二時から 午後二時まで	六宝館	

五月二十六日	午前十一時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合内潟事業所倉庫(旧第六)	
"	午後一時から 午後二時まで	すくすくこども館	
五月二十五日	午前十一時から 正午まで	小泊漁業協同組合	
五月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	ア	
"	午後一時から 午後三時まで	むつ市役所本庁舎解放工	
五月二十一日	午前九時三十分から 正午まで		
五月二十日	午後一時から 午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部	むつ市
"	午後一時から 午後三時まで	イベント広場	
五月十九日	午前九時三十分から 正午まで	むつ市中央公民館	
五月十八日	午前十一時から 正午まで	近川集会所	
"	午後一時から 午後二時まで		
五月十五日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十四日	午前十時三十分から 正午まで	黒石市役所上下水道課車庫	黒石市
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十三日	午前十時三十分から 正午まで		
五月十二日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	津軽みらい農業協同組合山一りんごセンター	

"	午後二時から 午後三時まで	深浦町役場	深浦町
六月九日	午前九時三十分から 正午まで		
六月八日	午後一時から 午後三時まで	ふれあいと創造の館	
"	午後二時から 午後三時まで	五所川原市芦野公園ハッテリーカー倉庫	
六月五日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時三十分から 午後三時まで	五所川原市嘉瀬集会所	
六月四日	午前十時三十分から 正午まで	市出張所	五所川原市
六月三日	午前十時三十分から 正午まで	川倉ふれあいセンター	
六月二日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市市浦庁舎車庫	
"	午後二時から 午後三十分まで	太田集会所	
六月一日	午前十一時から 正午まで	五所川原市十三コミュニティセンター	
五月二十九日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	中央公民館車庫	
五月二十八日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	武田事業所倉庫(旧第二号倉庫)	中泊町
五月二十七日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後三時から 午後三十分まで	号倉庫)	

六月十日	午前九時三十分から 正午まで	農村環境改善センター	鶴田町
六月十一日	午前十時三十分から 午前十一時まで	大白公民館	
"	午後一時から 午後二時まで	西目屋村役場車庫	鶴田町
六月十五日	午前十時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合鶴翔ライスセンター	
"	午後一時から 午後二時まで	" 農業倉庫	鶴田町
六月十六日	午前十時三十分から 正午まで	鶴田町役場車庫	
六月十七日	午前十一時三十分から 午後一時三十分まで	中村公民館	鱒ヶ沢町
"	午後二時から 午後二時三十分まで	つがるにしきた農業協同組 合鳴沢リンゴセンター	
六月十八日	午前九時三十分から 正午まで	赤石公民館	鱒ヶ沢町
"	午後一時から 午後二時三十分まで	山村開発センター	
六月十九日	午前九時三十分から 正午まで	富滝公民館	鱒ヶ沢町
六月二十二日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	つがるにしきた農業協同組 合牛瀧支店	鱒ヶ沢町
六月二十三日	午前九時三十分から 正午まで		
六月二十四日	午前十一時から 午後二時まで	つがるにしきた農業協同組	鱒ヶ沢町

"	午後二時から	六川目公民館	つがる市
七月六日	午前十一時三十分まで	谷地頭農民研修センター	
"	午後三時から	つがる市商工会前イベント 広場	
七月三日	正午まで		
"	午後一時から	" 大畑倉庫	
七月二日	午前九時三十分から		
"	午後三時から	" 大畑倉庫	
七月一日	正午まで		
六月三十日	午前十時から	つがる市消防署森田分署裏 車庫	
"	午後三時まで		
"	午後二時から	柏農村環境改善センター	
六月二十九日	正午まで		
"	午後三時から	つがるにしきた農業協同組 合川除支店	
六月二十六日	正午まで		
"	午後二時から	館岡コミュニティ消防セン ター	
六月二十五日	午前十一時三十分まで		
"	午後三時から	" 繁田ライスセンター	
"	午後三時から	合つがる支店一号倉庫	

〃	九月一日	八月三十一日	八月二十八日	〃	八月二十七日	八月二十六日	〃	八月二十五日	〃	八月二十四日	七月十日	〃	七月九日	七月八日	七月七日	〃
午後二時から 午後二時まで	午前十時三十分から 正午まで	午前十時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後二時三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前九時三十分から 午前十一時まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午後二時三十分から 午後二時三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午後二時三十分から 午後三時まで
東北町役場本庁舎裏車庫		大浦地区学習等供用センター	六戸町役場車庫		おいらせ農業協同組合七百支所	十和田おいらせ農業協同組合下田支店野菜センター	庫	おいらせ町役場分庁舎第二駐車場	十和田おいらせ農業協同組合もいし支店一川目事業所	二川目地区生活会館		三沢市役所裏車庫		西古間木町内会館	おいらせ農業協同組合倉庫	淋代公民館
			六戸町					おいらせ町						三沢市		

九月二十九日	〃	九月二十八日	九月十五日	〃	九月十四日	〃	〃	九月九日	九月八日	〃	九月七日	〃	九月四日	九月三日	〃	九月二日
午前十一時三十分から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後二時三十分まで	午前十一時三十分から 午後二時まで	午後一時から 午後二時三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午前十一時から 正午まで	午後二時から 午後三時まで	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	午後一時から 午後三十分まで	午前十一時三十分から 午後二時まで	午後二時から 午後三時まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十時三十分から 正午まで
榎林地区加工等施設	ゆうぎ青森農業協同組合坪地区倉庫		横浜町役場前	トラベルプラザサンシャイ	南地区交流センター	中央公民館		泊地区イベント広場	六ヶ所村役場平沼支所	倉内地区集会所	千歳平地区公民館	中央公民館	千曳地区学習等供用センター	北農村環境改善センター		東北町
			横浜町					六ヶ所村								

九月三十日	午前十時三十分から 正午まで	七戸町役場本庁舎裏車庫	七戸町
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
十月五日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	荒屋平精米所	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	山谷栄助精米所	
十月六日	午前十時三十分から 正午まで	七戸町役場七戸庁舎車庫	
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
十月七日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
十月十三日	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	馬門公民館	
十月十四日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時三十分まで	町立体育館	野辺地町
十月十五日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		

青森県告示第二百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名	海岸名	地区名	海岸名先	区 域
下北八戸	八戸港	河原木	八戸市豊洲地先	基点一から基点四まで順次直線で結んだ線及び基点四と基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点の表示（角度は、方位角とする。） 基点一 館鼻三等三角点（北緯四〇度三一分三九秒東経一四〇度二四分一八秒）から一〇メートルの地点 基点二 基点一から二五度二分一九秒五・二メートルの地点 基点三 基点二から三二五度二〇分四二秒五・六メートルの地点 基点四 基点三から四五度二二分九秒七・三メートルの地点

青森県告示第二百五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
奥戸	発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧	
下北郡大間町大字奥戸字向町八六の一 竹内 勝久 下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七 佐々木 明 下北郡大間町大字奥戸字向町八五の二二 菊野 信男		平成二十七年四月六日から 同月二十日まで	奥戸漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW青森  
青森市東大野二丁目の一八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目の一八 代表取締役 寺崎悦男	変 更 後	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目の一八 代表取締役 木村一義	変 更 年 月 日	平成 二 五 ・ 九 ・ 一
-------	---	-------	---	-----------------------	----------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目の一八 代表取締役 寺崎悦男	変 更 後	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目の一八 代表取締役 木村一義	変 更 年 月 日	平成 二 五 ・ 九 ・ 一
-------	---	-------	---	-----------------------	----------------------------------

四 届出年月日

平成二十七年三月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年四月六日から同年八月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年八月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW弘前店  
弘前市大字城東北四丁目六の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社かさい商店

弘前市大字高田三丁目六の二一

代表取締役 前田和紀

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八 代表取締役 寺崎悦男			株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八 代表取締役 木村一義			平成 二七・三・一六	年月日

四 届出年月日

平成二十七年三月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年四月六日から同年八月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年八月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上元延

三 変更しようとする事項

区	分	変	更	前	変	更	後	変	更
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	八か所	九か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成 二七・三・一七	年月日	更	更	更	更

四 届出年月日

平成二十七年三月十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年四月六日から同年八月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年八月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 企業組合建築工房かりや

二 代表者の氏名 荻谷 勝雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三二の三五七六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一一九九号

五 取消年月日 平成二十七年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------